



令和 5 年 10 月 5 日
千葉県税理士会
千葉西支部
支部長 徳山博章
〒275-0016 習志野市津田沼 4-11-14
習志野商工会議所会館 2 階
電話 047-455-8200
FAX 047-452-1200

「感謝の気持ちと謙虚な心」

(題字及びテーマは支部長)

正会員 263 名 (うち税理士法人 22) 準会員 1 名 計 264 名

✦ 支部親睦旅行 ✦



沼津港!!



着任のご挨拶

千葉西税務署長 谷田 雄司

千葉県税理士会千葉西支部の皆さまには、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

7月の人事異動で、千葉西税務署長を拝命しました谷田でございます。

徳山支部長をはじめ役員並びに会員の皆さまには、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なるご協力を賜っており、厚くお礼申し上げます。

また、税を考える週間や確定申告期における無料相談、租税教室への講師派遣、e-Taxの利用促進としてスマホ申告の指導など、多方面にわたってご協力をいただいておりますこと、深く敬意を表しますとともに、重ねてお礼申し上げます。

さて、10月よりインボイス制度が開始されました。引き続き制度の内容を十分に理解していた

だけのよう説明会等を開催してまいりますので、お力添えいただきますよう、お願い申し上げます。

また、e-Taxについては、納税者の利便性の向上のため利用を推進してきたところですが、相続税については、令和4年度の東京国税局の利用率が全国と比べて低調な状況となっております。相続税は税理士の皆様の関与割合が高く、e-Taxの普及のためには皆様にご利用いただくことが重要と考えております。重ねがさねでございますが、相続税のe-Taxの普及促進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、千葉県税理士会千葉西支部の益々のご発展と会員の皆さまのご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

千葉西税務署 定期人事異動による転出・転入者名簿

転 出 等		職 名	転 入 等	
氏 名	発 令 事 項		氏 名	前 任 部 署
西野 正之	局徴収・徴収・課長	署 長	谷田 雄司	局課一・審理官・審理官
植村 祥子	局調一・特官・特官	副署長(法)	中島 邦彦	福岡局徴収・訟務官・訟務官
青柳 英之	麹町・法人・特官	特官(法)	樋口 宣伸	小石川・法人・特官
立原 到	麻布・法人・特官	総務課長	森 弘幸	局総務・考査・課長補佐
井手 和則	木更津・管運1・統括徴官	管 運 統 括	神林 成則	麻布・管運7・統括徴官
浦松 久志	局徴収・統括・主査	徴収2統括	田中 聡	荒川・徴収2・統括徴官
佐々木 猛	千葉東・個人4・統括調官	個人2統括	齋藤 一夫	江戸川北・個人2・統括調官
森山 里織	足立・個人3・統括調官	個人4統括	金子 順一	国 税 庁
埜村 伸一	局総務・企画(葛飾)・主任管理官	個人連調官	友延 憲治	局査察・査察13・査察官
土屋 勝己	局情シス・システム運用・課長補佐	資産1統括	草深 智道	江東東・資産・統括調官
松田 和雄	(退 職)	資産2統括	澤井 敏子	柏・資産1・連調官
小鷹 広史	局課一・資産・監理4係長	資産総括上席	井戸 達也	局課一・機動・実査官
増渕 悟	成田・法人1・統括調官	法人1統括	日俣 成章	東金・法人1・統括調官
川上 奈緒	局課二・法人(源泉)・納指官	法人2統括	小玉 貴	日本橋・法人・審理専門官
柴田 昭博	市川・法人3・統括調官	法人3統括	宇山 正信	江戸川南・法人2・統括調官
松山 晃	不 服 審 判 所	法人連調官	菅原 恵子	税大・東研・教育官
山下 誠治	局課一・機動・主査	課長補佐	丸山 浩美	市川・法人1・上 席
仲谷 望	目黒・総務・総務係長	総務係長	上村 一斗	船橋・法人1・調査官

旅行特集

支部旅行

室岡 哲也

台風13号が近づく中、厚生部員として初めて支部旅行に参加しました。

雨が降る中、始発に乗って集合場所に。

全員の乗車を確認し、サロンバスに乗ったところ、車内では既に宴会がスタートしている。

本日の行程は、三島スカイウォーク→昼食→深海水族館となっており、目玉はスカイウォークから眺める富士山の雄姿。

バスは都心を抜けて東名高速に入るまで多少の渋滞に巻き込まれたが、車内後方の大宴会は止まることなく、10時過ぎにはビールサーバーの10ℓタンクが空となり、2本目のタンクに突入。

誠に残念だが、悪天候のためスカイウォークには行けず富士山の雄姿が見られないことに。それでも車内の大宴会は全く静まることなく進行。

宴会部隊からSAで購入したシュウマイとメロンパンの差入れがあり、車内前方でも生ビールのお代わりと空の酎ハイ缶が倍増。酔いが大いに回中、三島の昼食会場に何とか到着。

うな重を前に再び乾杯。千葉の濃厚な味とは違い、あっさり系ではあるが肉厚のうな重を堪能。完食後、重い鎖を巻き付けた男たちを中心に全員で集合写真をパチリ。沼津港で深海水族館見学とお土産のタコ棒を買って帰路へ。

一方、宴会は最後まで大盛況のまま勢いを維持。車内トイレ利用を数えるカウンターの冷やかしの声も途絶えることないまま、バスは無事帰還。

最後まで呆れた姿を見せず笑顔でガイドする小川さんのプロ根性と宴会部隊の体力に脱帽する中、2次会に向かう部隊の後姿を見送りました。



伝説の支部旅行

隅田 容代

コロナ渦で中止の期間を経て、久しぶりに開催された支部旅行に参加させていただきました。台風の上陸地に向っていくスケジュールで、大雨の中の出発でしたので、徳山支部長のご挨拶の通り「伝説の支部旅行になる予感…」とドキドキでした。

道が混んでおり、三島スカイウォークには寄ることが出来ませんでした。お昼の鰻屋さんに着く頃には雨はぽつぽつ降る程度になっており、美味しい鰻を食べ終わる頃にはすっかり晴れ間が覗いておりましたので、皆、口々に「自分の行いが良いおかげである」と主張しておりました。

沼津の深海水族館は、とてもおしゃれな雰囲気でした。私の大好きなチンアナゴちゃんも巣穴の中の全身まで見えるように展示されておりました。

水族館の横には、シューティングゲームが出来る建物があり、矢代会員と阿部哲也会員とチャレンジしまして、ディズニーランドに行ったような気分を味わいました。結果は最下位でした。

余った時間で近くの展望台付き水門に上り、綺麗に晴れた空と太陽の光を反射してキラキラする海面を眺め「朝の大雨が嘘のようだなあ」と本当に伝説の支部旅行になった事を実感しました。

豊田厚生部長になって初めての支部旅行でしたので、無事に開催され、お天気にも恵まれ、本当に良かったと思います。

企画運営を下さった厚生部の皆様、ご一緒させていただいた会員の方々、ありがとうございました。



旅行特集

支部旅行雑感

佐野 祐二

バス旅行の案内に三島、沼津方面とあり私の故郷沼津、早速参加申し込み、前日の天気予報では台風13号の接近上陸の恐れありとのこと中止の連絡待ちでした。当日6時すぎどしゃ降りのなか家を出て7時頃京成津田沼駅前に到着、すでに厚生部の皆様が待機ホッとしました。バスも時間どおりに出発、直後にサロン席から乾杯の歓声にびっくり、ちょっと太めのバスガイド小川さんの元気な声と細かく動く姿に元気をもらいました。

東京都内を抜けるまでは外は可成りの豪雨でしたが、隣の席には普段の飲み仲間の荒浪会員、生ビール、缶チューハイ少し飲み過ぎました？

三島のスカイウォークの中止残念でした。沼津港深海水族館は見応えがありました。沼津では少し晴れ間も見えましたが富士山は見えず、私が沼津に居た頃は富士山の右肩には夏でも白く万年雪が見えましたがご存知でしたでしょうか、沼津の東側には香貫山カヌキヤマがあり登ると左手には伊豆半島、眼下には狩野川を挟んで沼津市街が一望、その先に千本松原と駿河湾、右手には吉原方面まで続く松林の海岸、更にはその右側には愛鷹山アシタカヤマ、富士山が眺められます。

いつか機会がありましたら出掛けてみては如何でしょうか。厚生部の皆様本当にお世話様でした。

土砂降りの痛みの中を

傘もささず走っていくバス

阿部 尚武

厚生部を初め執行部の皆様のお陰で、支部旅行が無事に開催されました事、先ずは御礼申し上げます。ウン年ぶりの支部旅行、酒食に溺れる一日となるだろうと感じておりましたが、朝から風雨に晒され、しかも台風に向かって走るバスでの洒落の効いた旅になるとは、誰が予想できたでしょうか。これも偏に支部長のご人徳の成せる技なのだなど、妙に納得した所から旅が始まりました。

そしてやっぱり、バスの中は朝から酒だらけでした。後ろサロン席の賑やかさに加え、時折すぐ前に座る大先輩方の放送禁止用語が聞こえるのも、ウン年振りの粋な味わいだな～、と妙な感慨に耽りながら、土砂降り大風の中軽快に首都高を進むバスの車窓を優雅に眺めていたかったのですが、いかんせん年のせいか、はたまた最近気になる病気による喉の渇きのお陰でガブガブ飲む水のせいか、出発後約10分でバスのトイレに入ると、『あ～阿部ちゃんトイレに入った～!!』などと騒ぐ大先輩のお陰で、そんな優雅な気分もすっかり吹き飛んでしまいました。全く幾つになっても童心忘るるべからず、ですね。



✕✕✕✕✕✕ 租税教室の講師を担当して ✕✕✕✕✕✕

千葉市立幕張東小学校

有田 努

令和5年6月8日に、千葉市立幕張東小学校にて3時限租税教室の講師を担当させていただきました。今回の教室は、今年度小学校での2回目の教室であり、開催場所が税務署の近くということもあって緊張感を持って担当致しました。この小学校は、交通アクセスも良く、周辺は静観な住宅街が広がっており、郊外の畑で青木昆陽先生で有名な人参やさつまいもが栽培されています。

事前打ち合わせでは、クラスの担当の先生に協力していただき、ポイント事項について要領よく、的確に確認することができました。また、教室が始まる前に校長先生に挨拶をさせていただき、教室開催のお礼を述べるとともに、学校の特色と租税教育についての貴重なご意見をいただきました。授業は、「導入」⇒「展開」⇒「まとめ」とテンポよく、時間通りに進行させることができました。

また、児童達に様々な質問をすることによって、知識を与えることだけではなく考えさせ、教室に参加しやすい雰囲気作りはできたかと思えます。特に「おもな税金の種類としくみ」の説明では、雰囲気が盛り上がり、児童達は、一生を通しての税金と関わる過程が理解できたのではないかと思います。この小学校の教育目標にもありますが、ぜひ、児童達には、正しく申告し、税金を納めて「自ら気付き・考え・学び、主体的に行動できる」大人になってもらいたいと思えます。

最後になりましたが、今回の教室を企画していただきました税理士会の広報部の方々、写真撮影などをしていただきました補佐の平澤先生、税務署・学校関係者の方々、また、教室まで案内してくれた児童達に深く感謝致します。

千葉市立幕張東小学校・犢橋小学校

平澤 智彦

6月8日に租税教室の補佐として千葉市立幕張東小学校にお邪魔しました。6月12日には租税教室の講師として千葉市立犢橋小学校にお邪魔しました。犢橋小学校では3限と4限に小学6年生のクラスで各45分の授業を行いました。台本はよくできていましたし、生徒は皆よく話を聞いてくれて質問にも応えてくれるので、講義そのものの負担はあまり大きくありませんでした。逆に言うと、わざわざ税理士が行う必要があるのか？について若干疑念が残りましたが…

最初は自己紹介を行い、DVD「マリンとヤマト 不思議な日曜日」を視聴してもらいました。そこで税金についての必要性を感じてもらいました。

次に主な税金の種類について説明しました。国税と地方税に分かれることを説明し、具体的には酒税や入湯税や自動車税などが存在することを講義しました。様々な種類の税金がある事を伝えられたのは良かったと思います。特に消費税については生徒皆さん既によく知っていたので感心しました。

そして税金が集められて内閣や国会を通して使われる道が決められていく流れを説明しました。

最後に1億円のレプリカを準備して講義の最後の時間に順番に触ってみて(あるいは持ってみて)もらいました。生徒皆さん興味津々で、とても反応が良かったです。こういう形でのお金の実感というのもとても大切だと思いました。

今回初めて租税教室に参加したのですが、最初はどう準備してよいかかわからず郵送されたテキスト全部に目を通そうとしてクラクラしていました。しかしながら税理士の皆様、学校関係者の皆様、そして生徒の皆様のおかげで何とか務めを終えることができました。貴重な経験をありがとうございました。

制 度 部

令和5年7月31日

千葉県税理士会
千葉西支部 制度部

令和7年度税制改正要望書意見書（要約）

本書は、千葉西支部会員に対し意見募集を行い、会員より寄せられた意見・要望の中から制度部において意見の集約整理をするとともに、前年の意見書に寄せられた事項についても検討を加えたものである。

なお、本意見書の作成にあたっては、「現代社会に適合した公平な税制を目指すとともに、納税事務の簡素化及び事務負担の軽減を目的とする」を基本方針として取りまとめている。

1. 国税通則法・税務行政手続関係

- (1) 取り下げ書の法整備について 継続
「取り下げ書」について所要の法整備をおこなない法的位置付けを明確にするべきである。
- (2) 死亡により振替納税が不可能となった場合の延納及び延滞税に関する適用について (通法34の2) 継続
納税者が振替納付期前に死亡した場合には、その相続人等が一定期間内に納付したときは、申告期限までに納付したものと取り扱うべきである。
- (3) 法人の口座振替納付の創設 継続
法人についても、法人税、消費税について個人同様に口座振替納付を認めて制度を拡充する。
- (4) 税務署に対する連絡について 新規
税務署のメール対応を要望する。

【理由】

現在、税務調査等における税務署への資料の送付方法としては、郵送及びFAXによるものに限定されている、しかしながら電子帳簿保存法等の拡充により、もともと電子的記録にて作成・保存されている資料も多く、これを紙出力して送付することに違和感もあり、電子メール等の電子的手法による提出をすることも検討していただきたい。

2. 国税共通

- (1) 印紙税について 継続
印紙税法の廃止を要望する。
- (2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存について (電帳法7) 一部修正

電子取引情報について、電磁的記録の保存以外に電子計算機出力装置（プリンター等）により出力した書面による保存を認めるべきである。

【理由】

電子取引を電磁的記録によって保存しておくことは、電子取引の取扱量の少ない事業者においては、少量の取引のために過去の取引先のシステムを使用し続ける必要や、事業終了後もデータ保存のために社外の有料のシステムを利用し続けなければならないなど過度な負担が生じる。そこで、国税関係書類について電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を認めていることに合わせて、電磁的記録を電子計算機出力装置（プリンター等）により出力した書面により保存することも認めていただきたい。

3. 所得税関係

- (1) 確定申告期限の繰り下げ (所法120) 継続
所得税の確定申告期限を4月15日とする。
- (2) 親族に対する対価の必要経費の算入について (所法56,57) 継続
事業者から対価を受ける親族がいる場合の必要経費の特例を改め、生計を一にする親族であっても、これらの者に対して支払う賃借料・報酬等について、その相当額の必要経費の算入を認めるべきである。
- (3) 公営競技の払戻金に対する課税について 継続
競馬競輪競艇等の投票券の払戻金については非課税とする。
- (4) 証券取扱い業者等の取り扱う金融商品につ

いて 継続

証券取扱い業者が取扱う金融商品について、その課税形態（一般株式、証券投資信託、証券投資信託（海外）（国内）公社債投資信託・雑・総合譲渡等の課税上の取扱い科目）を取引報告書・商品パンフレット等に記載する商品名に併記することを義務付けることを要望する。

- (5) 譲渡所得税における予定申告制度の創設について 継続

不動産等の譲渡等があった場合において、その譲渡日以後申告期限までの間に譲渡所得税及び譲渡住民税について予定申告・予定納税ができる制度を新設すべきである。

4. 源泉所得税関係

- (1) 源泉所得税の納付期限の見直しについて（所法183） 継続

源泉所得税の納付期限について、翌月末日と改めると共に、納期の特例の期限についてもそれぞれ1月末及び7月末と改める。

- (2) 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請の提出時期について（所法217） 継続

新たに源泉徴収義務者となった法人及び個人については、その提出期限を、設立から3月以内もしくは、納期の特例による納期限のいずれか早い日までその提出期限を延長し、かつ、その提出の効果を設立の日又は新たに源泉徴収義務者となった日まで遡及して適用すべきである。

5. 法人税関係

- (1) 居住者に対する役員給与の取り扱いについて（法34①） 継続

居住者に対する役員給与について原則損金算入とし、不相当に高額なもののみを損金不算入の対象とすべきである。

- (2) 相当の地代の見直し（法令137 法通13-1-2） 継続

相当の地代を次の通り改定する。

$$\text{自用地評価額} \times \text{基準年利率（長期）} + \text{固定資産税額} = \text{年間の相当な地代}$$

6. 消費税関係

- (1) 複数税率の廃止について 継続
納税額の算定にあたり企業側の負担の大き

い複数税率を廃止する。

- (2) 小規模事業者の申告不要制度の創設について（消法9条-12条の2） 継続

全事業者を消費税課税事業者と指定するとともに、小規模事業者に対して、申告不要制度を創設し、事務負担の軽減を図るべきである。

- (3) 中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例について（消法37） 継続

簡易課税制度選択期間中においても、常に原則課税制度による申告を可能とする制度とすべきである。

- (4) 一括比例配分方式の継続適用義務について（消法30⑤） 継続

一括比例配分方式の継続適用義務を廃止すべきである。

- (5) 課税売上割合の計算方法について（消法令48） 継続

課税売上割合の算定にあたって、固定資産の譲渡及び投資性資産の譲渡についても、有価証券の譲渡同様に、その算入に一定の制限をすべきである。

- (6) 適格請求書保存要件の緩和について 継続

適格請求書の保存がない場合においても、取引相手が適格請求書発行事業者であることが確認できかつ、取引内容が課税取引であることが確認できる場合には、適格請求書の保存を免除する。

- (7) やむを得ない理由による適格請求書の保存義務の免除 新規

やむを得ない事情で適格請求書の保存が出来なかった場合には、取引その他の状況により適格請求書発行業者からの課税仕入れであることが推認できる場合には、適格請求書の保存義務を免除し仕入税額控除を認めることを要望する。

【理由】

現在、仕入税額控除において、適格請求書の保存がその要件とされているが、紛失・盗難・災害・データの破損その他自己の責に帰すべき理由以外の理由により、これを保存していくことが困難な場合が考えられるため、宥恕規定の必要性が予見される。

- (8) 適格請求書記載事項の省略 新規

適格請求書の記載事項については適格事業者番号並びに税率及びその税率ごとの課税資

産の譲渡等の金額の税込合計額のみ記載とすべきである。

【理由】

消費税の課税事業者は、課税資産の譲渡等を行った場合において消費者に対し消費税の徴収義務があるわけではなく、原則として課税期間中の自己の課税売上げから算出される課税売上げに係る消費税額と、課税仕入れ等に係る消費税額との差額についてのみ納税義務を負い、売上価格に消費税相当額を上乗せすることにより税負担を消費者に転嫁しているに過ぎない。

よって、納付すべき消費税を算出するにあたり、各税率ごとの消費税額の金額を必要としない事から、仕入税額控除に必要な適格請求書の記載は、自己が適格請求書発行者であることの確認（番号記載）と、その取引に適用されている税率及びその税率ごとの取引金額の確認のみでよく、個別の消費税を表示する必要性はない。

- (9) 適格請求書発行事業者外からの仕入税額控除について 継続
適格請求書発行事業者外からの課税仕入れについても、一定割合の仕入税額控除を認めるべきである。
- (10) 少額取引における適格請求書保存の免除について（インボイスQ&A問108）一部修正
3万円未満の課税仕入れについては、適格請求書の保存を必要とせず、帳簿記載のみで仕入税額控除を認めるべきである。

【理由】

適格請求書保存方式は、数百円の取引であっても、適格請求書の発行を相手方に求める制度であり、帳簿方式を前提とする消費税において、必要以上に事務負担が大きい制度であり、納税額に影響の少ない少額取引については、その保存義務を免除すべきである。

現在、少額取引における適格請求書保存の免除については基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万以下である事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行った課税仕入れについて、その課税仕入れに係る金額が税込1万円未満である場合には、帳簿のみの保存によって仕入税額控除が認められる特例があるが、この特例をも廃止

し、全ての企業を対象に3万円未満の課税仕入れについて帳簿記載のみで仕入税額控除を認めるべきである。

7. 相続税関係

- (1) 債務控除について（相法13条） 継続
債務及び葬式費用の控除対象者を「相続又は遺贈により財産を取得したすべての者」とすべきである。
- (2) 贈与税の申告書提出期間及び納税期間について（相法28条） 継続（題名修正）
贈与税の申告書の提出期限を贈与時から、翌年3月15日までの間とし、納税手続きもその期間に合わせて可能とする制度を要望する。
- (3) 相続税の申告期限について（相法27条） 継続
相続税の申告期限を相続の開始があったことを知った日から1年以内とする。

8. 地方税関係

- (1) 個人市町村民税における普通徴収制度の納付回数について（地法320） 継続
個人市町村民税における普通徴収制度の納付回数を12回に拡充する。
- (2) 個人住民税の特別徴収について① 継続
個人住民税の特別徴収に関しては、給与受給者の選択制とすること。
- (3) 個人住民税の特別徴収について② 新規
個人住民税の特別徴収についても普通徴収同様に口座振替を拡充する。

【理由】

現在、個人住民税の普通徴収については口座振替納付が存在しているが、納税者の利便性の確保及び住民税の徴収の安定化を図るため、これを特別徴収についても拡充する。

- (4) 中小企業者に係る事業税の収入割について 継続
中小企業者の電気・ガス供給業については、事業税の課税標準を、一般の事業と同様に所得課税である所得割とすべきである。

※紙面の都合上、千葉県税理士会 調査研究部に提出したものの中から、継続のものについては、提案理由を削除し、要約したものである。詳細については支部へお問い合わせください。

各部だより

総務部

桑原正樹

〈行事予定〉

- 10月24日(火)
第4回幹事会・研修会・例会・連絡会
場所：習志野商工会議所
- 12月14日(木)
研修会・例会・忘年会
場所：ホテル ザ・マンハッタン

〈報告事項〉

- 8月18日(金)
第3回幹事会・研修会・例会・連絡会・納涼会
場所：ホテル ザ・マンハッタン
(決議事項)
1. 支部会員の権利の一部停止処分の件

研修部

羽田哲也

〈今後の研修予定〉

- 10月24日(火)
場所：習志野商工会議所
演題：「電子帳簿保存法」
～顧問先が年末までに行うべき
「電子取引」の義務化対策～
講師：税理士 道明 誉裕 氏
- 11月10日(金)
場所：習志野商工会議所
演題：「綱紀監察」
「年末調整及び法定調書について」
講師：千葉西税務署 担当官

厚生部

豊田慎樹

〈行事予定〉

- 10月5日(木)
支部対抗ソフトボール大会
場所：稲毛海浜公園

- 11月14日(火)
支部対抗テニス大会
場所：稲毛海浜公園
- 11月14日(火)
習志野商工会議所主催
第35回マスターズゴルフ大会
- 11月未定
4支部対抗ボウリング大会
(千葉東、千葉南、成田、千葉西)
場所：アサヒボウリングセンター

〈結果報告〉

- 7月21日(金)
支部対抗ボウリング大会
場所：アサヒボウリングセンター
順位：団体の部 3位
一般の部 準優勝 徳山 博章 会員
3位 芝山 利秀 会員
レディスの部 3位 大田川智子 会員

- 9月8日(金)
支部親睦旅行
場所：三島・沼津港
台風の影響で、交通渋滞がありましたが、
現地は晴天に恵まれました。



支部旅行にて、三島港市場近くのふれあいミニ動物園「ふわふわ」にてミズクさんです。触れました。(廣瀬)

会員の異動

○新入会員



花島 全輝
 令和5年8月4日（東京会より）
 八千代市緑が丘西5-18-7
 TEL 090-9838-8438
 趣味 音楽鑑賞・ライブ・お酒

中島 誠治
 令和5年7月1日
 （千葉東支部より）
 千葉市美浜区真砂5-30-9
 TEL 043-307-3110

○所属開業 → 開業

荒浪 治美 千葉市花見川区南花園2-11-2
 八千穂プラザ501号
 TEL 043-216-2995

○所属支店 → 支店社員

平川 弓子 習志野市奏の杜1-3-11
 税理士法人フロイデ奏の杜ビュロー
 TEL 047-407-4030

○事務所変更

蓑輪 尚典 千葉市美浜区真砂5-17-2-817
 TEL 043-279-8878

○退会会員

韓 英樹 令和5年8月10日（千葉東支部へ）
永野 智一 令和5年9月30日（業務廃止）

○退職にあたって

早川 涼子

退職のご挨拶

早川 涼子

このたび、7月31日をもって事務局を退職させていただきます。

在職中、会員の皆様には大変お世話にありがとうございました。心より感謝申し上げます。また退職に当たり温かいお言葉とお心遣いを賜り、誠にありがとうございました。

事務局には平成20年3月26日から15年間勤務させていただきました。年回を通しての様々な行事の他、支部創立40周年記念式典や事務局の引越等、多くの経験にさせていただきました。

失敗も多くご迷惑をおかけする事も多々ありましたが、会員の皆様にご指導ご協力いただきましたお陰で15年勤める事ができたと思います。

長期間本当にありがとうございました。

最後になりましたが、会員皆様の益々のご活躍を心より祈り申し上げます。



退職時支部長徳山会員と
 入社時支部長美保会員に挟まれる早川さん

編集後記

梅雨の頃、事務所の玄関の前にクワガタがいました。これは珍しい。なおかつ風水ではクワガタは「勝運」とのこと。嬉しくてクワガタを写メに撮り、SNSに上げようとしたところ、事務員に止められました。理由を聞くと「玄関前等の目立つところにクワガタを置いて、SNSに上げた時間及び場所を特定して空き巣に入るという新種の犯罪が増えている」とのこと。載せなくて良かったー。みなさんお気を付けください。

（徳永 壘人）

JDLのAI-OCRで業務改善

「JDL AI[®]」が会計事務所の “三大入力負荷”を大幅に削減!

—— 仕訳入力、年末調整、確定申告。会計事務所の“三大入力負荷”をJDL AIが大幅に削減。
繁忙期だけでなく年間を通じた業務改善で、会計事務所が大きく変わります。



会計事務所の“三大入力負荷”を大幅に削減!

AI-OCR 仕訳入力システム[™]

AI-OCR 年末調整入力システム[™]

AI-OCR 確定申告入力システム[™]

お仲間の税理士に、ぜひJDL AIの評判をお聞きください!

▼ Webを通じたデモンストレーション・展示会も随時開催 ▼

事務所にいながら30分でよく分かる! もちろん無料!

JDLの「AI-OCR」をWebデモンストレーションで体感!

お申込みはこちら

JDL AI

検索



株式会社 日本デジタル研究所

本社 / 〒136-8640 東京都江東区新砂1-2-3 ☎03(5606)3111(大代表)
JDLホームページアドレス <https://www.jdl.co.jp/>

千葉営業所 / 〒260-0028 千葉市中央区新町1000 (センシティタワー14F) … Tel.043-301-7201(代)

税理士とその関与先のために

50th
NICHIZEI GROUP

不動産売買をご検討中の関与先様を 日税不動産情報センターに ご紹介ください！

- ◎ 相続税納税のために不動産売却が必要
- ◎ 資産整理のために売却したい
- ◎ 一棟マンション・アパートが老朽化して空室が目立つ、修繕する資金がない
- ◎ 遊休不動産を売却したい
- ◎ 不動産共有解消のため売却したい...など

その他にも

相続不動産
の対策

事業承継
不動産M&A

財産評価
サポート

価格査定
調査

お気軽にご相談ください。(相談無料)

案件成約の場合、関与先様から頂いた仲介手数料の20%をご紹介料として先生にお支払いします。

税理士協同組合指定会社

株式会社 **日税不動産情報センター 千葉支店**

〒260-0024 千葉県千葉市中央区中央港 1-16-12 千葉県税理士会館 1階

お問い合わせは **TEL 043-301-8666**

